

平成25年度 第2回

福岡市中央卸売市場開設運営協議会

【日時】 平成26年2月3日（月）
14時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 開設者挨拶

3. 議 題

議 題 1	所属部会の決定について	1
-------	-------------	---

4. 報 告

報告事項1	福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（案）について	3
-------	---------------------------	---

報告事項2	新青果市場整備事業の進捗状況について	8
-------	--------------------	---

5. そ の 他

(参考資料)	鮮魚市場西冷蔵庫の概要	14
--------	-------------	----

(参考資料)	各市場取扱状況	15
--------	---------	----

(参考資料)	平成25年度福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿	17
--------	----------------------------	----

6. 閉 会

議題 1 所属部会の決定について

○所属部会（案）

水産物部会（16名）

（敬称略・順不同）

氏名	選出区分	役職
妹尾俊見	福岡市議会議員	委員
津田信太郎	福岡市議会議員	委員
波積真理	熊本学園大学商学部教授	委員
井出龍子	消費生活相談員	委員
平川眞臣	(株)福岡魚市場代表取締役会長	委員
橋本清実	福岡中央魚市場(株)代表取締役社長	委員
半田亮司	福岡県農林水産部水産局長	専門委員
塔野逸雄	(株)福岡魚市場専務取締役	専門委員
石金清	福岡中央魚市場(株)常務取締役	専門委員
安部泰宏	福岡市鮮魚仲卸協同組合理事長	専門委員
田中道孝	福岡魚類出荷仲卸組合組合長	専門委員
江口史生	福岡市中央卸売市場第一種関連事業組合組合長	専門委員
的野良則	福岡水産物商業協同組合理事長	専門委員
柳田二郎	福岡水産物取引精算(株)代表取締役社長	専門委員
小西基次	福岡市漁業協同組合理事	専門委員
佐矢隆	日本遠洋旋網漁業協同組合専務理事	専門委員

青果部会（12名）

氏名	選出区分	役職
大石修二	福岡市議会議員	委員
笠康雄	福岡市議会議員	委員
小寺均	福岡県農林水産部長	委員
中村貞子	福岡市農業協同組合理事	委員
大野憲俊	福岡大同青果(株)代表取締役社長	委員
城戸利一	福岡大同青果(株)専務取締役	専門委員
波多江隆助	福岡市青果卸売商業協同組合理事長	専門委員
野田誠	福岡市青果商業協同組合理事長	専門委員
松下廣基	福岡西部青果商業協同組合理事長	専門委員
中村光明	福岡市園芸振興協会会長	専門委員
倉光一雄	福岡市農業協同組合代表理事組合長	専門委員
石川直茂	福岡市東部農業協同組合代表理事組合長	専門委員

※ 網掛けは、新たに就任された専門委員

食肉部会（7名）

氏名	選出区分	
江藤博美	福岡市議会議員	委員
綿貫英彦	福岡市議会議員	委員
甲斐諭	中村学園大学学長	委員
吉田満	福岡食肉市場(株)代表取締役社長	委員
今村和彦	福岡県農林水産部畜産課長	専門委員
津田隆	福岡食肉市場(株)取締役部長	専門委員
喜多和彦	福岡食肉買参事業協同組合理事長	専門委員

※ 網掛けは、新たに就任された専門委員

【参考】

福岡市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第7章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

（中央卸売市場開設運営協議会の設置）

第83条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として福岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

～ 第84条省略 ～

（組織）

第85条 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

～ 第86条から第89条まで省略 ～

（部会）

第90条 協議会に青果部会、水産物部会及び食肉部会（以下「部会」と総称する。）を置く。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員で組織する。

（以下省略）

報告事項 1 福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正(案)について

1 改正理由

平成26年4月1日から、消費税率(国・地方)を8%に引き上げることが決定したことに伴い、農林水産省より、中央卸売市場の開設者に対して、条例などの業務規程を定める際のガイドラインとなる「中央卸売市場業務規程例」を同日付で一部改正するので、消費税率引き上げに係る条例の改正手続きを進めるよう指示があった。

これに伴い、福岡市中央卸売市場においても、業務条例の一部改正を行うものである。

2 改正概要

- (1) 卸売をした物品の相手方の明示及び引取り〔第54条〕
卸売価格に占める消費税相当額の料率を変更。
- (2) 仕切り及び送金〔第62条〕
売買仕切書に記載する消費税相当額の料率を変更。
- (3) 食肉部仕切書〔第63条〕
食肉部仕切書に記載する消費税相当額の料率を変更。
- (4) 買受代金の即時支払義務〔第67条〕
買受代金に占める消費税相当額の料率を変更。
- (5) 使用料等〔第78条〕
市場使用料に占める消費税相当額の料率を変更。

3 市場関係業者との協議

(1) 青果部

区分	説明・意見聴取
卸売業者	平成25年12月20日
仲卸業者組合	平成25年12月19日
仲卸業者・売買参加者組合	平成25年12月19日
売買参加者組合	平成25年12月20日
関連事業者組合	平成25年12月19日
生産者	平成25年12月19日
	平成25年12月24日
	平成25年12月24日

(2) 水産物部

区分	説明・意見聴取
卸売業者	平成26年1月7日
	平成26年1月7日
地元仲卸業者組合	平成26年1月9日
出荷仲卸業者組合	平成26年1月9日
売買参加者組合	平成26年1月16日
関連事業者組合	平成26年1月14日
精算会社	平成26年1月10日
生産者	平成26年1月14日
	平成26年1月10日

(3) 食肉部

区分	説明・意見聴取
卸売業者	平成26年1月8日
売買参加者組合	平成26年1月15日
生産者	平成26年1月21日
	平成26年1月28日

4 今後のスケジュール

平成26年 2月下旬	条例改正案提出予定
3月下旬	市議会の議決
	農林水産省へ条例改正の認可申請
3月末	農林水産大臣の認可
4月1日	改正条例施行（予定）

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年12月27日福岡市条例第59号）
 福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別紙

旧	新	備考
<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り) 第54条 1～3 (略) 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の105</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は当該売買参加者に請求することができる。</p> <p>(仕切り及び送金) 第62条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条及び次条において同じ。）、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第68条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額）、控除すべき委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に</p>	<p>(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り) 第54条 1～3 (略) 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の108</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は当該売買参加者に請求することができる。</p> <p>(仕切り及び送金) 第62条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条及び次条において同じ。）、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第68条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額）、控除すべき委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に</p>	<p>● 卸売価格に占める消費税相当額の料率を変更</p> <p>● 売買仕切書に記載する消費税相当額の料率を変更</p>

<p>より課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。) 及び地方消費税額 (昭 和 25 年法律第 226 号) の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下「売買仕切金」という。) 並びに差引仕切金額 (以下「売買仕切金」という。) を記載した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(食肉部仕切書)</p> <p>第 63 条 食肉部の卸売業者が第 47 条の規定による販売の委託を受けたときは、売買仕切書には枝肉及び原皮、内臓その他の副産物の単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に <u>100 分の 5</u> を乗じて得た額を記載しなければならない。</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第 67 条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に (卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに) 買い受けた物品の代金 (買い受けた額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額とする。) を支払わなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第 78 条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第 4 から別表第 9 までに規定する金額 (卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料については、当該額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額) の範囲内で規定</p>	<p>より課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。) 及び地方消費税額 (昭 和 25 年法律第 226 号) の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下「売買仕切金」という。) 並びに差引仕切金額 (以下「売買仕切金」という。) を記載した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(食肉部仕切書)</p> <p>第 63 条 食肉部の卸売業者が第 47 条の規定による販売の委託を受けたときは、売買仕切書には枝肉及び原皮、内臓その他の副産物の単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に <u>100 分の 8</u> を乗じて得た額を記載しなければならない。</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第 67 条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に (卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに) 買い受けた物品の代金 (買い受けた額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額とする。) を支払わなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第 78 条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第 4 から別表第 9 までに規定する金額 (卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料については、当該額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額) の範囲内で規則で</p>	<p>● 食肉部仕切書に記載する消費税相当額の料率を変更</p>	<p>● 買受代金に占める消費税相当額の料率を変更</p> <p>● 市場使用料に占める消費税相当額の料率を変更</p>
--	---	----------------------------------	--

	<p>定める。 2～8 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	
--	---	--

■ 報告事項2 新青果市場整備事業の進捗状況について

(1) 新市場開場までの検討事項及びスケジュールについて

		H25				H26												H27												H28
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	以降
新市場整備	市整備	契約	起工式				建設工事												竣工検査	追加改装工事	整備完了	開場								
	業界整備	詳細設計				建設工事												竣工検査	各種運用テスト	整備完了	供用開始									
	事業用地 (西門・通路)	面積及び区画割の調整・決定				土地価格評価・分譲手続				通路用地所管替え				通路設計				【事業者】建設工事				通路整備	開業							
国(農水省・農政局)	契約議案 (建築工事)		開設運営協議会		H26 国内示				事前着工届 国交付金申請				開設運営協議会				H27 国内示				国交付金申請				【業務条例改正関係】 (取引委員会) 審議 (農水省) 事前審査 (開運協) 審議 (市議会) 条例改正 条例改正申請・認可 (農水省)					
新青果市場整備委員会	進捗状況報告				進捗状況報告				決定				決定				最終決定													
中継所 検討会議	具体化検討(受発注・配送・分荷等の仕組み、運営体制、施設場所・規模、経費負担等)				方針決定				詳細部分の検討				最終確定				施設利用許可手続き				供用開始									
環境整備 検討会議	具体化検討(ゴミ処理方式)				方針決定																市場施設に位置付ける 場合、業務条例に規定?									
管理運営 検討会議	具体化検討(建物・設備保守、保安警備、清掃業務等の分担範囲や自治協会のあり方)				方針決定				詳細部分の検討																					
情報システム 整備委員会	設置	... 検討開始																												
共同移送 実行委員会	設置	... 検討開始(スケジュールは、下記助成措置欄の「共同移送費」と同じ)																			業者選定				実施					
市場活性化 検討委員会	設置	具体化検討(イベント、市場見学、料理教室の実施方法など)			方針決定				詳細部分の検討																実施					
新市場開場準備 委員会	設置	【開設者】サイン内容検討(学習パネル、デジタルサイネージ、PRコーナーなど)			具体化検討(開場時期、開場式典など)				開場時期決定												来場者向けVR・パンフレット等の作成									
助成措置	共同施設整備費 【補助】	事前協議		制度決定		交付申請		事業実施(建設等)												実績報告										
	専有施設整備 【補助・利子補給】	需要量調査		利用希望者仮決定		概算事業費確定		制度決定								市商工金融資金借入申込・(融資実行後)市へ補給及び補助申込														
	運転資金 【貸付】	需要量調査		利用希望者仮決定		概算事業費確定		制度決定								市場金融資金制度借入申込														
	電動車両購入費 【補助】	需要量調査		利用希望者仮決定		概算事業費確定		制度決定								交付申請				事業実施										
	共同移送費 【補助・利子補給】	調査準備		調査・見積徴収		概算事業費確定		移送に係る調整・移送計画検討				制度決定		移送計画決定		交付申請		業者選定		実施										
許可・登録 業務条例	条例・規則	改正原案の具体的検討(条例・規則・要領)												改正案作成		※取引に係るものについては、市場取引委員会において協議														
	施設使用料	使用料算定(面積確定、建設費・管理運営費等の確定金額反映など)												改正案作成		業界説明														
	業者許可・承認	業者収容方針決定				許可手続き(新番号割当)				改正案作成		追加・変更手続き				入場証・記章等配布														
その他	関連事業者公募 (飲食店・コンビニ等)	公募区画決定		公募業種検討		公募準備(募集要項作成等)		募集・選考期間		業者決定						追加改装工事				営業開始										

(2) 関連事業者の公募について

◇公募により使用者を決定する区画(1階)

飲食店
コンビニ
ATM

「第二種関連事業者」として、**飲食店、コンビニエンスストア**を公募する区画
 飲食店・・・客席48㎡、厨房23㎡
 コンビニ・・・約110㎡
 ATM・・・3台程度のスペース

◇市場関係者が希望する業種を公募等する区画

募集区画

「第一種関連事業者」として、**市場関係者が希望する業種**を公募等する区画 [計5区画]
 ただし、商協組合直売所、その他複数区画を希望する店舗との調整を図る。
 1区画・・・店舗72㎡、積込所58㎡

◇関連事業者店舗として使用者が決定している区画

業種(業者数)

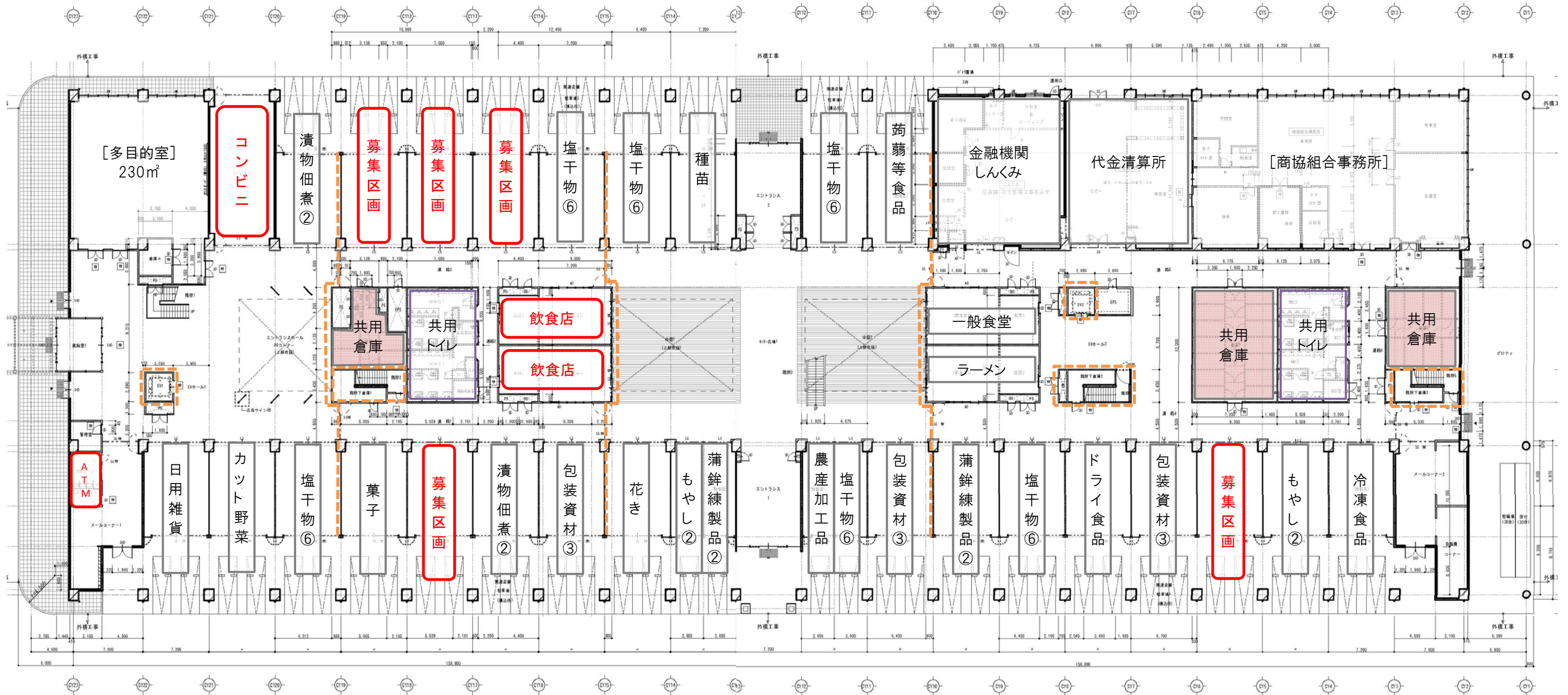
「関連事業者」店舗として、割付が決定している区画
 (平成25年9月13日 全体説明会時点)

(補足)

共用倉庫

共用倉庫として、希望者が利用する区画

----- 法律に定められた防火区画の構造としている壁 (※原則として、撤去・変更等ができないもの)



青果市場会館棟 1階平面図

〔施設整備内容〕

共用トイレ

	小便器	大便器		手洗器
		洋式	和式	
男性用	8	4	1	4
女性用	-	4	1	5
多目的	車いす対応, オストメイト用汚物流し, ベビーシート, 手洗器			

※1階共用トイレ共通整備

◇公募により使用者を決定する区画(2階)

飲食店

「第二種関連事業者」として、飲食店(大型食堂)を公募する区画

◇入居希望者による協議又は抽選等により、事務所割を決定する区画

〇〇m² ①

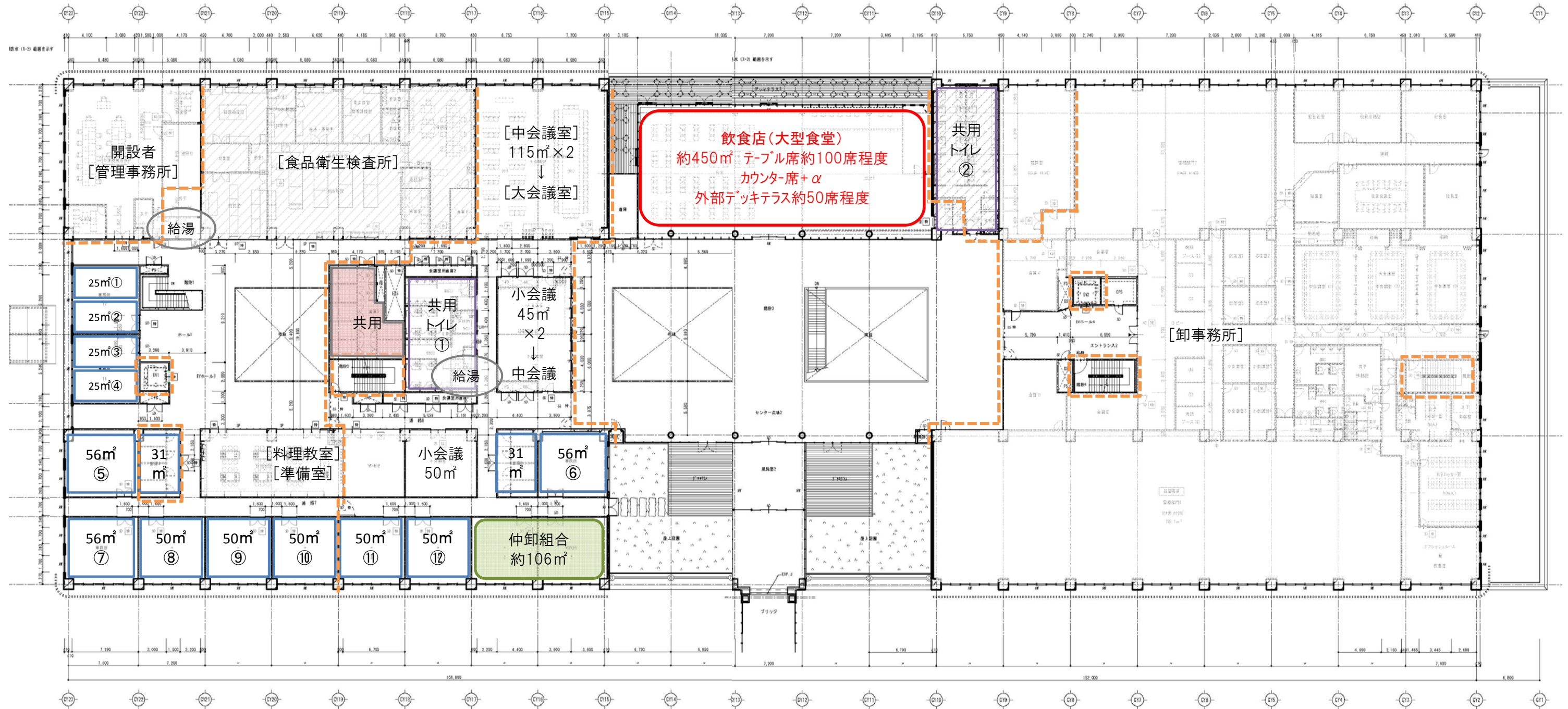
組合、生産者事務所として利用する区画 ※下記表に区割案

(補足)

共用倉庫

共用倉庫として、主として2階事務所の希望者が利用する区画

----- 法律に定められた防火区画の構造としている壁 (※原則として、撤去・変更等ができないもの)



青果市場会館棟 2階平面図

[施設整備内容]

共用トイレ①

共用トイレ②

	小便器	大便器		手洗器
		洋式	和式	
男性用	8	4	1	4
女性用	-	4	1	5
多目的	車いす対応, ベビーシート, オストメイト用汚物流し, 手洗器			

	小便器	大便器		手洗器
		洋式	和式	
男性用	8	4	0	5
女性用	-	8	0	5
多目的	車いす対応, ベビーチェア, 手洗器			

番号	規模	H21ヒアリング及び現市場規模を考慮した区割案
①	25m ²	間口3.6m×奥行7m=約25m ² 「関連事業者組合」, 「園芸振興協会」等を想定
②	25m ²	
③	25m ²	
④	25m ²	
⑤	56m ² +31m ²	隣室と合わせて、約87m ² の区画とできる。
⑥	56m ² +31m ²	「全農ふくれん」, 「全農長野」等を想定
⑦	56m ²	間口7.2m×奥行7m=約50m ²
⑧	50m ²	「日本園芸振興協会」, 「全農大分県本部福岡事務所」, 「鹿児島県経済農業協同組合連合会」, 「全農あおり」, 「熊本経済連」, 「青果流通商業協同組合」等を想定
⑨	50m ²	
⑩	50m ²	
⑪	50m ²	
⑫	50m ²	
⑫	50m ²	

(3) 市場関係者事業用地の区割りについて

1. 事業用地の位置について

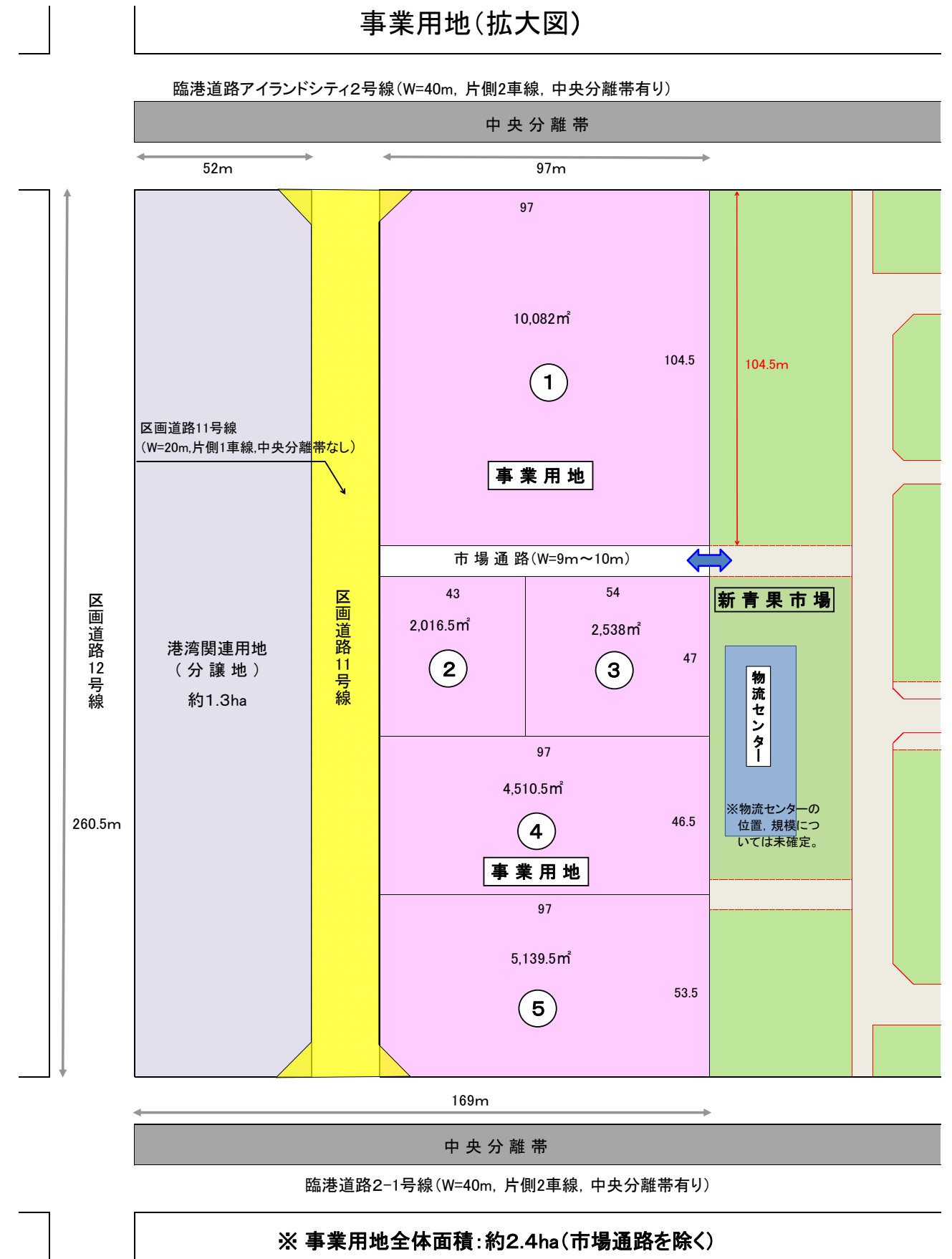


2. 事業用地の区画割について

事業用地の区画割については、農林水産局で事前調整を行った結果、5事業者（卸、仲卸業者2社、小売業者2社）で仮決定しました。今後、港湾局と協議し、正式に分譲手続きを進めていきます。また、区画道路11号線と12号線に囲まれた港湾関連用地約1.3haについても、市場関係者からの分譲希望があることから、引き続き、市場機能補完用地として、港湾局と協議を進めていきます。

〔参考〕事業用地の概要

所在地	福岡市東区みなと香椎三丁目28番1の一部
地目	雑種地
用途地域	準工業地域
建ぺい率	建ぺい率：60%
容積率	容積率：300%
指定用途	新青果市場の機能を補完または連携する物流施設 (例；倉庫、配送センター及びこれに付随する事務所、加工作業所、駐車場等)



(4) 新青果市場建設工事の発注状況について

<平成25年度発注分>

単位:円

業種	工 事 件 名	予定価格(税込)	落札率(%)	契約金額(税込)	落 札 者	備 考
建築	新青果市場卸売場棟新築工事	9,492,525,000	97.7	9,271,500,000	大林・内藤・有澤・飯田・中野 建設工事共同企業体	契約済
建築	新青果市場市場会館棟新築工事	3,036,810,000	94.1	2,858,100,000	鹿島・上村・九州・吉川 建設工事共同企業体	契約済
電気	新青果市場卸売場棟等電気設備工事	967,053,600	94.9	918,000,000	九電工・三交電気工事・福岡電設 建設工事共同企業体	2月議会議案提出予定
電気	新青果市場市場会館棟等電気設備工事	578,804,400	95.5	552,960,000	平和・電友・秀電 建設工事共同企業体	2月議会議案提出予定
管	新青果市場空気調和設備工事	592,542,000	96.5	571,860,000	大橋・九州日立空調・中原 建設工事共同企業体	2月議会議案提出予定
管	新青果市場卸売場棟等衛生設備工事	277,776,000	99.9	277,560,000	朝プラ・曙 建設工事共同企業体	契約済
管	新青果市場市場会館棟等衛生設備工事	493,614,000	-	-	-	契約手続中

<平成26年度以降発注分>

業種	工 事 件 名	発注時期	備 考
建築	付属棟新築工事	平成26年度	
	サイン設置工事		
電気	外構電気設備工事	平成26年度	
	エレベーター設置工事		
土木	外構工事	平成26~27年度	
	舗装工事		
	植栽工事		

(5) 青果部三市場跡地処分について

1. 現市場用地処分の基本方針

【平成22年1月市政運営会議 決定】

基本方針

現青果部3市場については、用地を処分することにより、新市場用地の財源とすることを基本としており、今後、地域の意見なども聞きながら、行政需要への対応や民間への売却など、様々な観点から十分に検討していく。

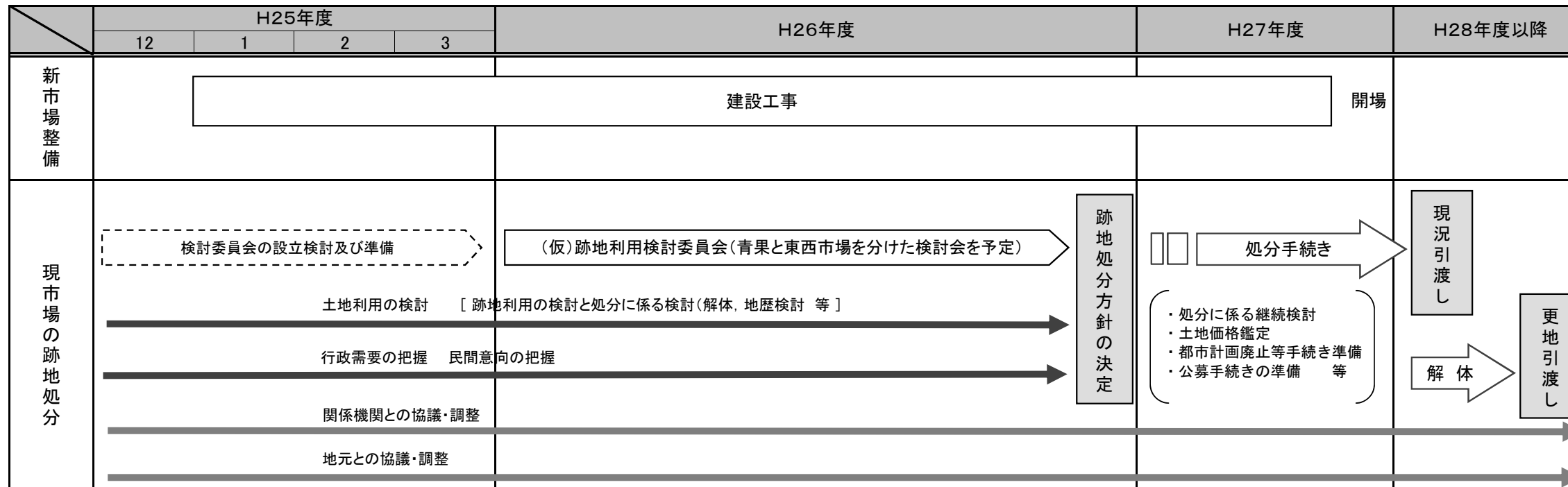
1. 跡地処分の方向性

- 1) 処分時期
 - 市場移転前の早期処分には課題も多く、今後の経済情勢や土地価格の変動を見極めながら処分時期を検討していく。
- 2) 処分方法
 - 処分方法については、3市場分割での処分とする。
- 3) 土地所有形態
 - 土地の所有形態については、跡地売却収入を新市場用地取得の財源とすることから、売却を基本とする。
- 4) 行政需要等への対応
 - 処分先選定においては、公共公益施設を優先することとし、その場合には早期に処分先を決定する可能性がある。

2. 今後検討を進めるにあたっての視点

- 1) 本市のまちづくりに寄与する土地利用の誘導
 - 活気あるまちづくりを目指すとともに、地域の生活利便性の向上や良好な市街地環境の形成などに寄与する土地利用の誘導を図る。
- 2) 周辺的生活環境への配慮
 - 住宅地への日影、圧迫感、景観調和などに配慮するよう、施設の配置や高さなどに関するルールづくりの取組みや地域との意見交換の場を確保する。
- 3) 交通環境への配慮
 - 交通渋滞や生活道路への車両進入など、周辺の交通環境に配慮した施設用途・規模などの誘導を図る。
- 4) 適正な価格による確実な処分
 - 跡地処分の売却収入は新市場用地取得の財源となるため、適正な価格により確実に処分する。

4. スケジュール



2. 青果部3市場の概要

区分	青果市場	西部市場	東部市場
開設年月	S43.9	S49.6	S57.7
所在地	博多区那珂6丁目	西区石丸4丁目	東区下原4丁目
敷地面積	88,310㎡	31,240㎡	22,327㎡
用途地域	準工業地域(200/60)	準工業地域(200/60)	準工業地域(200/60)
行政需要	○下水道立て坑用地	○道路拡幅整備	
課題	○青果物流センターの同時処分 ○中継所	○中継所	

3. 各市場の現況図



鮮魚市場西冷蔵庫の概要

※「都市計画道路長浜臨港線」道路拡幅工事に伴い、移転補償事業により、西冷蔵庫の移転、建替を行ったもの。

1 竣工 平成25年12月

☆西冷蔵庫は、平成23年12月の着工後、平成25年3月末に第1期工事が完了し、同年11月末の第2期工事の完了により施工業者から引渡しを受ける。

2 工事概要(旧西冷蔵庫と同規模)

- 建築面積 3,307 m²
- 延床面積 5,551 m²
- 公称能力 6,645 トン
- 構造及び階数 R C造4階建
- 主要室の概要

室名	温度	面積	公称能力	冷媒
C級室	-10℃, 0℃	715m ²	1,035トン	自然冷媒(アンモニア)
F級室	-25℃	3,427m ²	5,538トン	自然冷媒(アンモニア)
SF級室	-50℃	36m ²	72トン	新冷媒(代替フロン)

※その他：凍結庫 30トン



(参考資料) 各市場取扱状況

区分	取扱数量(トン)						取扱金額(百万円)						単価(円/kg)						
	23年度 (全期)	24年度 (全期)	前年度比	24年度 (4~12月) (A)	25年度 (4~12月) (B)	(B)/(A)	23年度 (全期)	24年度 (全期)	前年度比	24年度 (4~12月) (A)	25年度 (4~12月) (B)	(B)/(A)	23年度 (全期)	24年度 (全期)	前年度比	24年度 (4~12月) (A)	25年度 (4~12月) (B)	(B)/(A)	
水産物部	生鮮	78,828	72,873	92.4%	54,048	49,118	90.9%	37,741	34,723	92.0%	26,364	25,666	97.4%	479	476	99.5%	488	523	107.1%
	冷凍	8,307	8,561	103.1%	6,779	6,121	90.3%	6,964	6,809	97.8%	5,392	5,478	101.6%	838	795	94.9%	795	895	112.5%
	塩干	3,806	3,170	83.3%	2,489	2,299	92.4%	2,648	2,786	105.2%	2,179	2,345	107.6%	696	879	126.3%	875	1,020	116.5%
	計	90,941	84,603	93.0%	63,316	57,538	90.9%	47,353	44,319	93.6%	33,935	33,489	98.7%	521	524	100.6%	536	582	108.6%
青果部	野菜	235,690	251,363	106.6%	186,909	196,748	105.3%	41,107	40,547	98.6%	30,653	33,673	109.9%	174	161	92.5%	164	171	104.4%
	果実	64,331	68,515	106.5%	54,025	54,679	101.2%	17,467	18,358	105.1%	13,966	14,538	104.1%	272	268	98.7%	259	266	102.9%
	鳥卵	891	844	94.7%	641	581	90.6%	211	196	92.9%	148	149	100.7%	237	232	98.1%	231	256	111.1%
	計	300,912	320,722	106.6%	241,575	252,008	104.3%	58,785	59,101	100.5%	44,767	48,360	108.0%	195	184	94.3%	185	192	103.6%
食肉部	成牛	8,158	8,797	107.8%	6,735	7,756	115.2%	10,114	11,158	110.3%	8,609	11,114	129.1%	1,240	1,268	102.3%	1,278	1,433	112.1%
	豚	10,272	10,160	98.9%	7,543	7,975	105.7%	4,536	4,227	93.2%	3,207	3,787	118.1%	442	416	94.2%	425	475	111.7%
	その他	2,766	2,915	105.4%	2,226	2,452	110.2%	653	574	87.9%	443	495	111.7%	236	197	83.4%	199	202	101.4%
	計	21,196	21,872	103.2%	16,504	18,183	110.2%	15,303	15,959	104.3%	12,259	15,396	125.6%	722	730	101.1%	743	847	114.0%

(注1) 単位未満四捨五入のため、計と一致しないものがある。

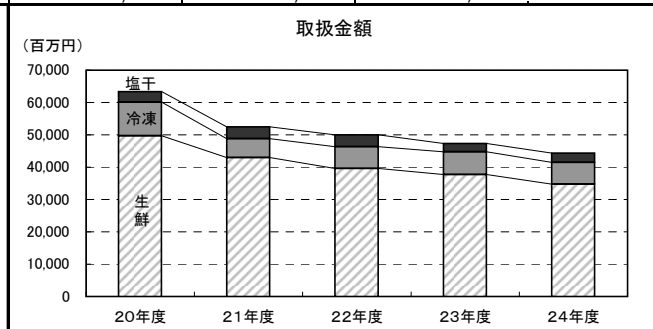
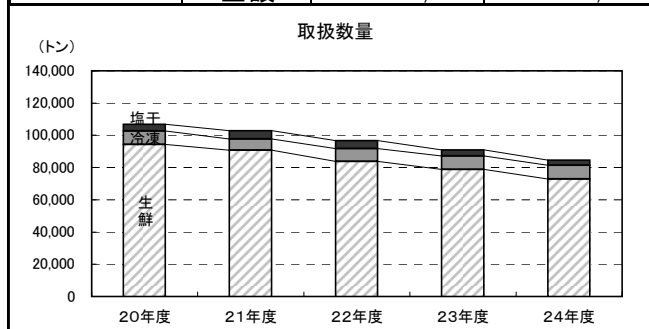
(注2) 食肉部の「その他」は、副生物(内臓)、部分肉等。

各市場取扱状況の推移(平成20～24年度)

(1)水産物部

(単位:トン, 百万円)

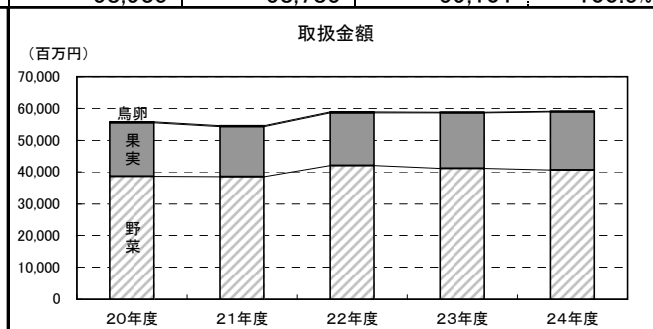
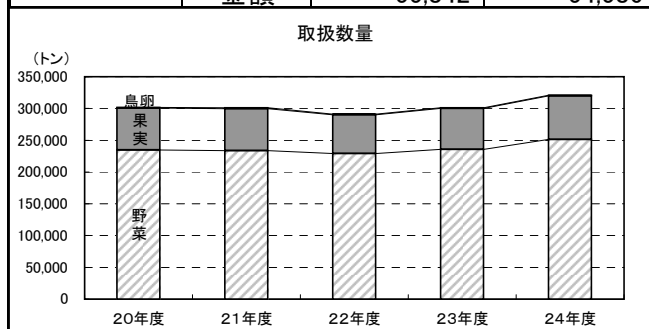
区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前年比
生 鮮	数量	94,415	90,739	83,724	78,828	72,873	92.4%
	金額	49,692	42,974	39,588	37,741	34,723	92.0%
冷 凍	数量	8,288	6,995	7,946	8,307	8,561	103.1%
	金額	10,381	5,843	6,720	6,964	6,809	97.8%
塩 干	数量	4,036	5,084	5,042	3,806	3,170	83.3%
	金額	3,295	3,698	3,676	2,648	2,786	105.2%
合 計	数量	106,739	102,818	96,712	90,941	84,603	93.0%
	金額	63,368	52,515	49,984	47,353	44,319	93.6%



(2)青果部

(単位:トン, 百万円)

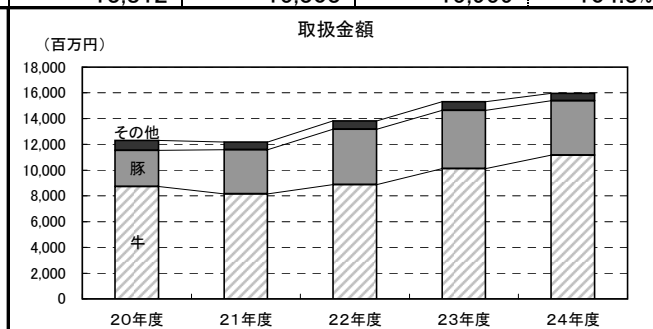
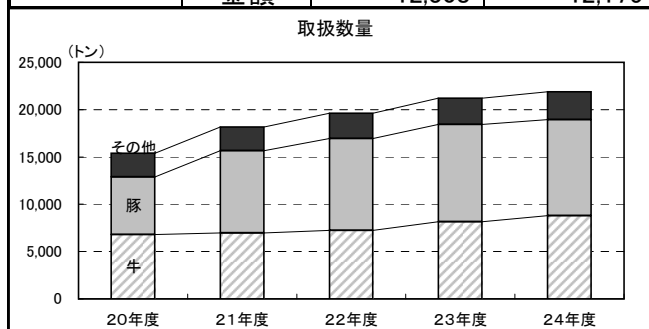
区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前年比
野 菜	数量	234,831	233,839	229,152	235,690	251,363	106.6%
	金額	38,608	38,470	41,967	41,107	40,547	98.6%
果 実	数量	65,581	66,019	60,969	64,331	68,515	106.5%
	金額	16,919	15,844	16,702	17,467	18,358	105.1%
鳥 卵	数量	1,240	1,202	1,084	891	844	94.7%
	金額	314	273	266	211	196	92.9%
合 計	数量	301,652	301,060	291,206	300,912	320,722	106.6%
	金額	55,842	54,586	58,935	58,785	59,101	100.5%



(3)食肉部

(単位:トン, 百万円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前年比
牛	数量	6,811	6,973	7,243	8,158	8,797	107.8%
	金額	8,733	8,148	8,876	10,114	11,158	110.3%
豚	数量	6,072	8,689	9,692	10,272	10,160	98.9%
	金額	2,811	3,445	4,300	4,536	4,227	93.2%
そ の 他	数量	2,495	2,510	2,693	2,766	2,915	105.4%
	金額	764	582	637	653	574	87.9%
合 計	数量	15,378	18,172	19,629	21,196	21,872	103.2%
	金額	12,308	12,175	13,812	15,303	15,959	104.3%



資料:福岡市中央卸売市場年報

※単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	選 出 区 分	所属部会
津田 信太郎	福岡市議会議員	会長 水産物
妹尾 俊見	福岡市議会議員	水産物
大石 修二	福岡市議会議員	青果
笠 康雄	福岡市議会議員	青果
江藤 博美	福岡市議会議員	食肉
綿貫 英彦	福岡市議会議員	食肉
小寺 均	福岡県農林水産部長	青果
甲斐 諭	中村学園大学学長	副会長 食肉
波積 真理	熊本学園大学商学部教授	水産物
井出 龍子	消費生活相談員	水産物
中村 貞子	福岡市農業協同組合理事	青果
平川 真臣	(株)福岡魚市場 代表取締役会長	水産物
橋本 清実	福岡中央魚市場(株) 代表取締役社長	水産物
大野 憲俊	福岡大同青果(株) 代表取締役社長	青果
吉田 満	福岡食肉市場(株) 代表取締役社長	食肉

(15名)